

千葉県ドローンフィールド利用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県が設置するドローンフィールドの利用に関し、手続、基準等を定めることにより、フィールドの適切な運用と周辺の安全性の確保を図り、もってドローン関連産業の技術開発の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「ドローン」とは、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第2項に規定する無人航空機をいう。

2 この要綱において「ドローンフィールド」（以下「フィールド」という。）とは、ドローンを活用した市内企業の技術開発、市外企業の本市への立地の促進等のために、実証実験等の用に供する飛行場所で、次条に定める場所をいう。

3 この要綱において「利用者」とは、第15条に定める市長の利用の承諾を受け、フィールドを利用する法人をいう。

4 この要綱において「事業計画認定企業」とは、千葉県所有型企业立地促進事業補助金交付要綱、千葉県賃借型企业立地促進事業補助金交付要綱又は千葉県累積投資型企业立地促進事業補助金交付要綱の規定による事業計画認定を受けた企業をいう。

(所在地)

第3条 フィールドの所在地は、次表に定めるとおりとする。

フィールド名		所在地	備考
大和田調整池		千葉県緑区下大和田町 482番5他	調整池の一部
大高調整池		千葉県緑区大高町 35番5他	
農政センター	グラウンド	千葉県若葉区古泉町 535番1他	グラウンドの一部
	圃場	千葉県若葉区古泉町 542番	圃場の一部

(利用対象者)

第4条 フィールドを利用できる者（以下「利用対象者」という。）は、ドローンに関する技術開発のための実証実験を行う者又はドローンを活用した事業を行う者若しくは行う予定のある者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 千葉県内に事業所を持つ法人（千葉県内に事業所を持たない事業計画認定企業を含む。）

(2) 千葉県内に事業所を持たない法人にあつては、千葉県内への企業立地を検討する法人（千葉県内に事業所を持たない事業計画認定企業を除く。）

(3) その他市長が認める法人

2 利用対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を認めない。

(1) 法人の役員等（代表者、非常勤を含む役員、その支店又は営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

(2) 法人の役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している。

- (3) 法人の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している。
- (4) 法人の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している。
- (5) 法人の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- 3 利用対象者は、前項各号のいずれかに該当する者を関係会社等（協力関係が数次にわたるときは、全ての関係会社を含む。）としないものとする。
- 4 利用対象者又は関係会社等が第2項及び前項の規定を満たしていない旨の情報提供があったときは、利用対象者又は協力会社等について、市長は所轄の警察署長等へ照会するものとする。

(フィールドの用途)

第5条 フィールドの用途は、ドローンの本体及び関連部品並びにドローンを活用したサービス等のドローン産業の技術開発及び研究開発を目的とした実証実験等（民生目的に限る）とし、操縦訓練を目的とする利用は認めない。ただし、千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業により無人航空機操縦者技能証明を取得した利用対象者はこの限りではない。

(利用料)

第6条 フィールドの利用料は、無料とする。

(利用時間)

- 第7条 フィールドの利用は一日単位とし、一日当たりの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、ドローンの飛行は日没前までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長があらかじめ利用時間を指定した場合は、指定した時間内での利用とする。

(利用できない日)

第8条 フィールドを利用できない日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）
- (3) フィールドの管理運営上、利用できないとき。

(事前登録申込)

- 第9条 フィールドを利用しようとする者（以下「登録申込者」という。）は、あらかじめ「ちば電子申請サービス」により、市長に事前登録の申込みをしなければならない。
- 2 登録申込者は、事前登録に当たり、この要綱に定める事項の遵守を誓約のうえ申し込むものとする。
- 3 第1項の申込みには、次に掲げる書類を電子データとして添付し提出しなければならない。
- (1) 登記事項証明書又は履歴事項全部証明書（申請時点で発行から3か月以内のもの）
 - (2) 既にドローンを活用した事業を行っている場合は、事業に関する書類（新規にドローンを活用した事業を計画している場合は、事業計画書等）
 - (3) 事業計画認定企業は、認定通知書の写し
 - (4) 法人の概要がわかるパンフレット等
 - (5) 操縦者等一覧表（様式第1号）及び確認書（様式第2号）又は技能認証の写し等
 - (6) 飛行させるドローンの一覧表（様式第3号）
 - (7) 重量100g以上の機体にあつては、国土交通省のドローン情報基盤システムにおける機体登録情報（登録番号、リモートID機器搭載要否がわかるもの）。ただし、第14条第3項第1号に規定する無人航空機の飛行に係る許可・承認書の写しを提出する場合は省略可とする。

る。

(8) 飛行させるドローンが賠償責任保険に加入していることを証する書類の写し

(9) 千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業により無人航空機操縦者技能証明を取得した利用対象者にあつては、補助金交付決定通知書及び補助金額確定通知書の写し

(10) その他市長が必要と認める書類

4 前3項の規定は、第4条第1項第3号に定める「その他市長が認める法人」には適用しない。

(登録の確定)

第10条 市長は、前条の登録の申込みを受けたときは、第4条の規定に該当するかどうかを確認し、支障がないと認めたときは、登録申込者に登録の確定を通知するとともに、登録番号の交付を行うものとする。

2 市長は、第4条の規定に該当するか確認し、支障があると判断した場合は、登録の申込みを差し戻しすることができる。

(登録事項の変更)

第11条 前条第1項の規定により登録の確定をされた登録申込者(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更があったときは、「ちば電子申請サービス」により、変更の届出を行わなければならない。

2 市長は、前項の届出を受けたときは、内容を確認し、支障がないと認めたときは、登録事項の修正を行い、その旨を登録者に通知するものとする。

(登録の取消し)

第12条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な行為により申込みをしたとき。

(2) この要綱及び航空法等の関係法令の規定に違反したとき。

(3) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の取消しを行った場合、その旨を登録者に通知するものとする。

(譲渡等の禁止)

第13条 登録者は、他人に登録番号を譲渡し、又は貸与してはならない。

(利用の申込み)

第14条 フィールドの利用を希望する登録者(以下「利用申込者」という。)は、次に掲げる事項を本文に記載のうえ、電子メールにより利用の申込みを行うものとする。

(1) 利用希望日時

(2) 登録番号

(3) 法人名

(4) 利用するフィールド

(5) 利用目的及び利用概要

2 利用の申込の期間(以下「申込期間」という。)は次に掲げるとおりとする。

(1) 利用申込者のうち、千葉市内に事業所を持つもの又は千葉市内に事業所を持たない事業計画認定企業の申込期間は、利用日の前日から起算して30日前から3開庁日前の日までとする。

(2) 前号以外の利用申込者の申込期間は、利用日の前日から起算して15日前から3開庁日前の日までとする。

(3) 前2号の規定にかかわらず、第4条第1項第3号に該当する者については、別途、市長が

利用日の設定を行うものとする。

(4) 利用日の前日から起算して2開庁日前までにフィールドを利用しようとする者がいなかった場合は、第1号又は第2号の規定及び第4項第1号又は第2号の規定にかかわらず、市長が特に支障がないと認めた場合、利用申込者は利用の申込みができるものとする。

3 利用申込者は、次に掲げる書類を電子メールによる利用の申込みとは別に、利用日の前日から起算して3開庁日前の日までに市長に提出しなければならない。ただし、前項第4号に該当する場合は、申込みと同時に提出するものとする。

(1) フィールドの利用に当たり、第22条第2号、第4号及び第5号の規定に該当する飛行となる場合は、無人航空機の飛行に係る許可・承認書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

4 一登録者当たりの申込期間における利用申込日数の上限は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 第4条第1項第1号に規定する者については、5日を限度とする。

(2) 第4条第1項第2号に規定する者については、3日を限度とする。

(3) 第4条第1項第3号に規定する者については、市長と協議して定めるものとする。

(利用の承諾)

第15条 市長は、前条第1項の申込みを受けたときは、フィールドの利用予定等を確認し、支障がないと認めたときは、利用申込者に対し、利用の承諾を通知するものとする。なお、フィールドの利用の承諾は、申込みの順序により行うものとする。

2 市長は、フィールドの管理上必要と認めるときは前項の承諾に条件を付することができる。

(利用者に起因する利用の取消し)

第16条 利用者の都合で、フィールドの利用を取り消す場合は、速やかに市長に連絡をしなければならない。

(利用の中止及び利用承諾の取消し)

第17条 市長は、フィールドの管理上必要があると認めるときは、利用の中止の指示及び利用の承諾の取消しを行うことができる。

2 市長は、利用者から第14条第3項に規定する期日までに、同項に規定する書類の提出がなかった場合、利用の承諾の取消しを行うことができる。

3 利用の中止の指示及び利用の承諾の取消しに伴い、利用者に損害が発生した場合であっても、千葉市は、損害を補償する義務を負わないものとする。

4 利用者は市長から利用の中止の指示又は利用の承諾の取消しの通知があった場合、速やかに利用の申込みを取り下げなければならない。

(利用に伴う鍵の貸出)

第18条 利用者は、フィールドの利用に当たり、フィールドの門扉の開閉を必要とする場合は、利用当日、次表に定めるとおり借り受けるものとする。

門扉の開閉を必要とするフィールド名	鍵の貸出及び返却方法
大和田調整池	門扉に設置のキーボックスの開錠用暗証番号を、国家戦略特区推進課より聞き取り、鍵を借り受ける。返却時には同ボックスへ鍵を返却する。
大高調整池	
農政センター グラウンド	農政センター事務室にて鍵を貸出及び返却する。

2 鍵の貸出は当日限りとし、貸出は午前9時00分から、返却は午後5時00分までとする。

(開始時及び終了時の連絡)

第19条 利用者はフィールドの利用開始時及び終了時には、国家戦略特区推進課に連絡を行うものとする。

(利用区域)

第20条 利用者が利用できる区域は、別図1から3に定めるとおりとし、いかなる場合であっても逸脱してはならない。ただし、市長が安全管理上、支障がないと認めたときはこの限りでない。

(飛行高度)

第21条 利用者は、フィールド毎に以下に定める飛行高度の上限を超えて飛行させてはならない。ただし、市長が安全管理上、支障がないと認めたときはこの限りではない。

フィールド名		飛行高度の上限
大和田調整池		地表から50mまで（別図1のとおり）
大高調整池		地表から10m又は5mまで（別図2のとおり）
農政センター	グラウンド	地表から50m又は15mまで（別図3のとおり）
	圃場	地表から30mまで（別図3のとおり）

2 前項の規定にかかわらず、第25条第3項の規定に該当する機体の飛行高度の上限は、同項で定める利用方法における利用可能な高度までとする。

(飛行方法)

第22条 フィールド内では、次に掲げる方法により飛行させなければならない。ただし、第2号、第4号及び第5号の飛行について、航空法第132条の86第3項又は同条第5項第2号の規定に基づき国土交通大臣の承認を得た場合は、この限りではない。

- (1) 日中（日出から日没まで）に飛行させること。
- (2) 目視（直接肉眼による）範囲内でドローンとその周囲を常時監視して飛行させること。
- (3) 爆発物等の危険物を搭載しないこと。
- (4) 人（第三者）又は物件（第三者の建物、自動車など）との間に30m以上の距離を保って飛行させること。
- (5) ドローンから物を投下しないこと。

(操縦者の資格)

第23条 ドローンの操縦者は、国土交通省が定める無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ飛行）4-2の基準に適合する者とする。

(補助者の配置)

第24条 利用者はドローンの飛行中は、安全を確保するため、飛行経路全体が見える位置、飛行可能空域と飛行しているドローンの位置関係が分かる位置及び第三者の立入りのおそれがある位置に補助者を配置するものとする。

- 2 補助者はドローンの飛行状況、飛行経路、飛行高度、周囲の気象変化等を常に監視し、ドローンがフィールドごとに規定している飛行ルールを逸脱するおそれのある場合は操縦者に伝達及び指示をするほか、飛行経路の周辺に第三者の接近を確認した場合は、操縦者へ注意喚起を行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、補助者を配置しない目視外飛行として、航空法第132条の86第3項又は同条第5項第2号の規定に基づき国土交通大臣の承認を得た場合は、この限りではない。

(利用できる機体)

第25条 利用できる機体は、次の各号に掲げるもののうち複数の機能を保有するものとする。

- (1) ジオフェンス機能
- (2) 緊急時に操縦者の元に自動帰還する機能
- (3) 機体を強制的に停止させ落下させる機能

2 前項の規定にかかわらず、重量100g以上にあつては、国土交通省への機体登録がなされており、かつ、令和4年6月20日以降に登録された場合はリモートID機器が搭載されている機体。ただし、リモートID機器については、航空法施行規則第236条の6第2項及び航空法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年11月25日国土交通省令第72号）附則第3条の規定に該当する場合はこの限りではない。

3 前2項に該当しない機体を利用する場合は、別図1から3にて定める飛行可能区域内の立入可能区域において地面とドローンをワイヤー等で係留し、飛行可能区域から逸脱しない飛行とすること。なお、ワイヤー等の長さは、地面とワイヤー等の接地点から飛行可能区域境までの最短距離以下とする。

4 燃料を動力源とするドローンの飛行は、航空法第132条の8第3項及び同条第5項第2号の規定に基づく国土交通大臣の許可・承認にかかわらず認めない。

(安全管理)

第26条 利用者は、フィールドの利用に当たり、第三者、物件又は関係者に対する安全を確保するため、次に掲げる安全対策を適切に行わなければならない。

- (1) 飛行前に、気象（機体の仕様上設定された飛行可能な風速等）や機体の状況及び飛行経路について、安全に飛行できる状況であることを確認すること。
- (2) 飛行にあたっては、第25条第2項に定める機能が適切に作動することを予め確認した上で飛行を開始すること。
- (3) ドローンの取扱説明書に記載された風速以上の突風が発生する等、ドローンを安全に飛行させることが出来なくなるような不測の事態が発生した場合には即時に飛行を中止すること。
- (4) 利用者は飛行経路に第三者が接近する状況が生じた場合、第三者と安全な距離を保った飛行をし、又は飛行を中止させるなど、操縦者に安全管理を十分行わせること。
- (5) 機体については、接触した際の危害を軽減する構造とすること。
- (6) 調整池のフィールドでは、フィールド及びその周辺で降雨が確認され、又は予測される場合は、増水の危険性があることから、速やかに利用を中止し、調整池から退去すること。
- (7) 消防ヘリコプター等の緊急着陸場に指定されているフィールド及び隣接するフィールドは、次表のとおりとし、消防ヘリコプター等の接近が確認された場合は、利用者は速やかにドローンの飛行を中断し、市長の指示に従うこと。

項目	フィールド名
緊急着陸場に指定されているフィールド	農政センター グラウンド
隣接するフィールド	農政センター 圃場

(8) 利用者は、フィールドの利用中、ヒヤリハットの事例が生じた場合、様式第4号により市長に提出すること。

(緊急時の対応)

第27条 利用者は、フィールドの利用に起因して、第三者、物件若しくは関係者に損害を与え、又は事故等が生じた場合、迅速かつ適切な対応を行うとともに、速やかに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 利用者は、フィールドの利用に起因して、第三者、物件又は関係者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、千葉市が代わって損害の賠償又は補修等をした場合は、利用者は千葉市に対して当該賠償額の補償をしなければならない。

3 フィールドの利用に起因して、第三者又は関係者から苦情が生じた場合は、利用者は全ての責任において苦情処理等の必要な措置を講じなければならない。

(注意事項)

第29条 利用者は、フィールドの利用に当たり、次に掲げる事項を関係者等に周知し、適切に利用しなければならない。

(1) 第5条に規定するフィールドの用途以外の行為を行わないこと。

(2) 植生に影響を与える利用はしないこと。

(3) 利用承諾時間を越えて利用しないこと。

(4) 利用者及び関係者以外の第三者に利用させないこと。

(5) 航空法等の関係法令に違反する行為を行わないこと。

(6) フィールドを利用する時は、事前登録及びフィールドの利用承諾を受けていることがわかるものを常時携行し、提示を求められたときはそれに応じること。

(7) 騒音の抑制等、周辺住民等に迷惑を及ぼさないよう必要な措置を講ずること。

(8) 撮影により、第三者のプライバシーを侵害するおそれがないように利用すること。

(9) 利用に当たっては、フィールド施設、樹木等の破損及び事故等のないよう十分な管理をすること。

(10) 許可なく工作物を設置しないこと。

(11) 利用後は速やかに原状回復及び清掃をし、ごみ等を放置しないこと。

(12) 施設が必要なフィールドにおいては、利用終了後、施設を確実に実施すること。

(13) 指定された駐車場所以外に駐車しないこと。

(14) 物品販売等の営利行為は禁止すること。

(15) 火器類の使用は禁止すること。

(16) フィールド内は全て禁煙とすること。

(17) みだりに利用の申込みと取消しを繰り返してはならないこと。

(18) フィールドの利用に当たっては、千葉市の指示に従うこと。

(その他の事項)

第30条 この要綱の施行について必要な事項は、千葉市総合政策局未来都市戦略部国家戦略特区推進課長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年６月２０日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年５月１０日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年８月２２日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年１１月２１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年７月２４日から施行する。